

構文化の観点から見る談話標識の発達

川端朋広

1. 談話標識とは

談話標識については、必ずしも決定的な単一の定義が存在するわけではないが、概ね共通する認識として挙げられるのは、「それ自体が自律的あるいは命題的な意味を持たず」、「発話のユニットをまとめ、そこにコメントや話者の態度等の機能的/手続的な意味を付加する機能を持つ」といった内容である。(cf. Brinton (1996)) 形式上は、いわゆる文副詞として現れるが、中には句として固定化が進み、単体で用いられるものもある。

2. 談話標識の種類

談話標識が生み出される過程にはいくつかのパターンが見られる。名詞が前置詞とともに副詞句を形成し、その後、文副詞（談話標識）へと至るケースとしては、*in fact* や *indeed* が挙げられる。*Indeed* の方は、本来は *in+deed* であったものが、現在では一語に縮約されており、こうした形式上の縮約は、文法化の典型例に観察される現象である。

動詞からの発達パターンも複数あり、現在分詞から前置詞/接続詞の状態を経て、最終的には談話標識に至った例としては *considering* がある。“... it was pretty reasonable, considering.”という文においては、*it was pretty reasonable* という命題部に対し、談話標識化した *considering* が「考えてみれば」という、譲歩に近い意味を後付的に加えている。なお、このように、文末に譲歩的な副詞を置く用法は、接続詞 *though* にも見られる。

(“... it's their right to be heard, though.”)

単一の語彙項目や句ではなく、節のレベルで起きる変化の例も挙げられている。“That, I hope, is why we are all here.”においては、本来は *I hope that ...* のように主節であったものが、話者の希望的態度を示す挿入句として文中に置かれている。“If I may say so, that's totally unrealistic.”のような例でも、*if* 節は主節との論理的関連性を保持しておらず、厳しい内容を述べる前に相手への配慮を示すための談話標識となっている。

3. just in case の発達 (revisited)

川端(2006)では *in case* の様々な発達過程を調査したが、本発表では *Corpus of Historical American English* (=COHA)、*Corpus of Contemporary American English* (=COCA)からのデータも採取し、再検討した。*in the case of* という句では、*case* は通常の名詞であるが、*in case (that) S* や *in case of NP* という、接続詞、前置詞の用法では *case* が *the* と共起しない等、名詞性を失い、現代では副詞 *just* が付加された形で、談話標識としての用法が生まれている。“... one should have a substantial cash float, just in case.”では、*just in case* は「念のため」という意味の副詞であり、主節の動詞句を修飾すると解釈できるが、“And by the way, these are real, just in case.”では *these are real* という命題は状態描写であり、*just in case* がその動詞句を直接修飾する解釈はとることができない。これは口語データ（スピーチ）であるが、新聞のひどい見出しを列挙して紹介した後に、それに対して「念のため言うが」と皮肉的に述べられたものである。COHA からのデータでは、20 世紀後半にこうした用法が観察されるようになり、2000 年以降は、*Just in case.* という句のみで独立的に用いられる用法も増加していることがわかった。

4. 文法化研究の視点から

談話標識の発達は、これまで文法化研究の対象として扱われてきた。名詞 *deed*、*case* や動詞 *consider* が冠詞や補部を失い、副詞、談話標識を構成する要素へと変化したことは、いわゆる脱範疇化の例と考えられる。また、任意の発言を述べる際に、対話の相手に対する配慮を加えるというような意味機能は、主観性の一種である間主観性の発達と考えられるが、こうした主観化も、近年の文法化研究では主要な意味変化として挙げられてきたものである。

しかし、一方では、こうした例が必ずしも文法化の典型例として相応しくないとされる側面も見られる。例えば、*in case* が接続詞化する際には、補文標識 *that* をともなわない形も早くから観察されるため、句の形成において *that* の削除が形式的縮約として発生したとは言い切れない。同じく形式的な観点から言うと、*just in case* の発達においては、接続詞/前置詞句の段階で *just* の付加された例が見られるようになり、最終的には *just in case* という形で固定している。句全体の形成過程をみるなら、むしろ形式的には増大しているといえる。また、意味的にも *case* そのものの意味は「万が一の事例にそなえて」ということで、完全に漂白化されていると

も言えず、最終的な just in case という形の固定化にあつては、just の持つ、陳述内容を和らげる効果が語用論的な必要性から共起していると考えられる。これは、抽象度の高い「閉じられたクラス」への文法化という考え方には、少なくとも合致しないものである。

また、文法化における統語的作用域の問題も検討しなくてはならない。接続詞/前置詞句の段階では句のレベルであった統語的作用域が、文副詞（＝談話標識）になる際には節全体を作用域とする形に変化している。Tabor and Traugott (1998)ではこうした例も、文法化の例として扱うべきとする主張がなされているが、これも、形式上の縮約を主軸とする文法化の定義とは相いれない側面も生じさせることとなった。

6. 構文文法の歴史的研究への応用

こうした流れの中で、注目に値するひとつの考え方が、構文文法 (Construction Grammar) である。Goldberg (2006)などで提唱される construction とは、形式と意味、あるいは談話機能のペアリングと定義づけられている。それは形態素のような小さなものから、語や句、さらには節まで多様なものを含みうるものである。一部でも、その構成素の総和から予測できない部分があれば、それは construction とみなしうるし、構成素から予測されうる場合でも、高頻度であれば construction として記憶されていくとされている。

こうした考え方を通時的な研究に応用した研究としては Traugott (2015)、Traugott and Trousdale (2013)等がある。まず、構文化 (Constructionalization) という包括的な変化が提案されるが、この考え方によると、構文化とは、意味と形式双方の連動的な変化で新しいペアが生ずることである。(Traugott (2015:54)) その対象となるのは、前述の通り、形態素から節構造まで、幅広いものとなる。文法化はそのバリエーションの一つ、文法的構文化 (Grammatical Constructionalization) であるとしている。

談話標識の研究は、典型的な(初期の)文法化研究の基準には合致しないものもあり、また、イディオム化や語彙化、語用論化とも、主要なプロセスを共有しながら、別個の変化として扱わざるをえないケースもあった。Construction の概念はかなり広く、意味論、語用論の区別もしないため、文法化の例としては非典型例であっても、構文化という概念のもとに統一的に扱うことが可能となる。

また、初期の文法化研究においては、語が文法的な機能を帯びる過程を中心に据えていたため、例えば、任意の句が文法化したという場合に、特定の語が文法化したのか、それとも句全体が文法化したのかについて、必ずしも明確でなかった。構文化という考え方を基本に据えることで、複数の語が句を形成し、談話標識のような機能的/手続き的な意味・機能を発達させるという過程に対して、理論上での位置付けを明確に行うことができよう。

7. まとめ

以上、談話標識の発達に関するこれまでの研究を概観し、構文化という上位概念を想定することの意味合いを論じてきた。ただし、構文化の中での下位区分については、今後も議論が続くと思われる。現状では、文法的構文化、語彙的構文化などが提案されているが、語用論的構文化という考え方も必要になるかもしれない。複数の構文化が提唱されれば、それは-zation という用語・概念が乱立する現状と同じことではあるが、上記の通り、構文化という上位概念を立てることには、種々の通時的変化に共有される過程に焦点を当てるといった意味での利点があると思われる。

参考文献 (抜粋)

- Brinton, Laurel J. (1996) *Pragmatic Markers in English: Grammaticalization and Discourse Functions*. (Topics in English Linguistics 19). Mouton de Gruyter, Berlin and New York.
- Goldberg, Adele E. (2006) *Constructions at Work: The Nature of Generalization in Language*. Oxford: Oxford University Press.
- 川端朋広 (2006) 「副詞句(just) in case の発達－文法化の観点から－」『近代英語研究』第 22 号, 近代英語協会, 25-46.
- Tabor, Whitney and Elizabeth C. Traugott (1998) “Structural Scope Expansion and Grammaticalization,” in Anna G. Ramat and Paul J. Hopper eds., *The Limits of Grammaticalization*, John Benjamins, Amsterdam and Philadelphia
- Traugott, Elizabeth Closs (2015) “Toward a Coherent Account of Grammatical Constructionalization” in Jóhanna Barðdal, Elena Smirnova, Lotte Sommerer, Spike Gildea (eds.) *Diachronic Construction Grammar*. Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins. pp. 51-79.
- Traugott, Elizabeth Closs and Graeme Trousdale (2013) *Constructionalization and Constructional Change*. Oxford: Oxford University Press.